

## 【重要】 学期末試験〈定期試験〉について

### 1 試験教室への入退室

- ・入室 試験開始後 20 分まで認めます。
- ・退室 試験開始後 30 分から認めます。

### 2 注意事項

- ・学生証を必ず携帯すること。忘れた人は学生支援課学生係で「学籍カードの写し」を発行してもらい、その日の試験終了後に直ちに返却してください。
- ・試験場では、学生証の写真側を上にして机上に置いてください。
- ・答案の学籍番号、氏名は、必ず万年筆かボールペンで記入してください。
- ・携帯電話・スマートフォン・PHS・通信機能付き電子機器等は電源を切ってください。また、時計として使用できません。

### 3 不正行為

試験中に、不正行為 発覚した場合は、厳重に処分されます。

不正行為があった場合、当該学期のすべての受講申告科目の成績評価を不可とします。

#### ◎不正行為の例

- ・定期試験に関連した紙片を所持すること、筆記用具等に書き込むこと。
- ・他の学生の答案を書き写すこと、故意にのぞき見すること。
- ・携帯電話等の機器を用いること。等

※詳しくは不正行為取扱規程を参照。(掲示板等で確認してください。)

### 4 追試験

以下の表にあるような理由で、やむを得ず試験を受けることができない場合に限り、追試験を申請することができます。

追試験の申請には、以下の2段階の手続きが必要です。

#### (1) 追試験の事前連絡

…当該試験の開始時間までに学術振興課へ連絡してください。(電話連絡可)  
事前連絡のない場合は、原則として追試験を受けることができません。

#### (2) 本申請

…事前申請後、受けたことのできなかった試験日の翌日から起算して7日以内(ただし7日目が休日の場合はその翌日まで)に学術振興課窓口で追試験を受けるための手続きをしてください。手続きに必要な書類は、以下の表のとおりです。

※追試験申請の事前連絡及び本申請をしても、その申請内容によっては必ずしも追試験を受験できるとは限りません。

※追試験の詳細については、学術振興課へお問い合わせください。

(問い合わせ先: 学術振興課代表番号093-964-4036)

理由	手続きに必要な書類
怪我又は病気による入院・加療	<b>診断書</b> …受診日の日付、病名、療養期間が明記されたもの
就職試験の受験 (採用選考上、出席が必須の説明会等を含む)	以下の①試験通知書および、②受験証明書  ① <b>試験通知書</b> (メール文の印刷も可) …試験通知文、実施日、開始時間・終了時間、場所、会社名が明記されたもの。また、他日程の試験・説明会等がないことが確認できるもの。説明会等の場合は採用選考上、出席が必須であることが確認できるもの。  ② <b>受験証明書</b> …受験証明文、実施日、開始時間・終了時間、場所、会社名が明記されており、社印(なければ人事担当者の氏名捺印)があるもの。
3親等内の親族の死亡による忌引き	会葬礼状および、続柄を証明するもの
天災・非常災害・突発事故	左記の理由により、試験を受けることができなかつたことを証明できるもの
公共交通機関の遅れ	<b>遅延証明書</b>

※3親等内の親族の死亡による忌引きについては、亡くなられた方との続柄により追試験の認められる期間が異なります。速やかに学術振興課に問い合わせてください。

#### 【追試験の対象とならない例】

- ・バイク、車等の事故で事故証明のないもの
- ・私的海外留学、アルバイト、サークル活動

その他追試験について疑問があるときは学術振興課窓口で相談してください。